

2009年12月25日 全10頁

日本版 ISA、2012 年に導入

制度調査部
鳥毛 拓馬

2010 年度税制改正大綱（1）金融証券税制

[要約]

- 2009年12月22日に「平成22年度税制改正大綱」が閣議決定された。
- 金融証券税制に関しては、昨年度の大綱で既に盛り込まれていた「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」（いわゆる日本版 ISA¹）の要件等が明記され、2012(平成24)年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、導入することとされた。
- 昨年の大綱では、非課税投資限度額について2012年から5年間で合計500万円とされていたが、来年度の改正では、3年間で合計300万円となることとされている。個人投資家の上場株式等への長期投資を促進する制度としての効果があるかどうかを検証するための試験的な意味合いもあり、3年間に短縮されたようである。

1. はじめに

- 2009年12月22日に「平成22年度税制改正大綱」が閣議決定された。
- 金融証券税制に関しての改革の方向性として大綱では、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めているが、これは金融資産の流動性等にかんがみ、「当面の対応」とされている。
- すなわち、民主党の金融証券税制に関するスタンスとして最終的には「総合課税」化を目指しているものと思われる。
- 大綱の内容として注目されるのは、昨年度の大綱で既に盛り込まれていた「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」（いわゆる日本版 ISA）の要件等が明記され、2012(平成24)年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、導入するとしている点で

¹ 英国の ISA (Individual Savings Accounts : 個人貯蓄口座) を模したためこう呼ばれる。

ある。

○昨年の大綱では、非課税投資限度額について 2012 年から 5 年間で合計 500 万円とされていたが、来年度の改正では、3 年間で合計 300 万円となることとされている。個人投資家の上場株式等への長期投資を促進する制度としての効果があるかどうかを検証するための試験的な意味合いもあり、3 年間に短縮されたようである。

○本稿では、「平成 22 年度税制改正大綱」のうち、金融証券税制に関する税制改正を取り上げる。

2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版 ISA）

（1）日本版 ISA の概要

○上場株式等（公募株式投資信託を含む）うち、証券会社等に開設された非課税口座で管理されているもの（以下、非課税口座内上場株式等）の配当等及び証券会社等へ売委託等により譲渡した場合の、譲渡による譲渡所得等に関しては、所得税及び個人住民税は課されない。

○非課税となる配当は、非課税口座の開設日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に支払を受けるもの（当該証券会社等がその配当等の支払事務の取扱いをするもの）に限られる。

○また、非課税となる譲渡所得は、非課税口座の開設日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に譲渡したものに限られる。

○一方、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされる。したがって、非課税口座内の上場株式等に譲渡損が生じても、非課税口座以外の口座の上場株式等の配当等・譲渡益との通算はできない。

（2）非課税口座

○口座開設の対象者は、その年 1 月 1 日において満 20 歳以上である居住者等に限られる。

○2012（平成 24）年から 2014（平成 26）年までの 3 年間に於いて、1 人につき 1 年 1 口座を開設できる。

○非課税口座を開設するためには、氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に税務署から交付された非課税口座開設確認書を添付して、証券会社等に提出しなければならない。1 人につき 1 年 1 口座を担保するためにこのような手続きを行わなければならない。

○非課税口座には、その設定の日からその年 12 月 31 日までの間に当該非課税口座を設定された証券会社等を通じて新たに取得した上場株式等及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併

法人株式等のみを受け入れることができる。

○ただし、その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が 100 万円以内のものに限られる。

○非課税口座内上場株式等の範囲は、10%税率の対象となる上場株式等と同様となる。

●日本版 ISA の概要

【制度の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 保有期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間 1 人 1 口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 開設者 : 居住者等
8. 年齢制限 : 20歳以上
9. 導入時期 : 平成24年1月1日 (20%本則税率化にあわせて導入)



(出所) 金融庁資料

(3) 非課税口座開設確認書の申請手続

○上記の非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、氏名、住所等を記載した交付申請書を、証券会社等に提出しなければならない。交付申請書には、平成 23 年 1 月 1 日における住所地を証する住民票の写し等を添付する必要がある。前述したように年間 1 人 1 口座を遵守させ、複数の口座が開設されるのを防止するための手続きである。

○交付申請書の提出期限は、最初に非課税口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日からその開設年の 9 月 30 日までの間となる。

○当該申請書の提出を受けた証券会社等は、その申請書に記載された事項を e-Tax 等を利用する方法により、すみやかに当該証券会社等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならない。

(4) 非課税口座年間取引報告書 (仮称) の税務署長への提出

○証券会社等は、その年に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の金

額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、翌年1月31日までに、非課税口座が開設されていた証券会社等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3. 上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税の特例

○現行税制では、株式会社の自己株式の取得と保有を容易にするために、特例として、公開買付けに応じて株式の譲渡を行った株主に対しては、みなし配当課税は行わないこととされている。特例の期限は、2010年3月31日までとされている。

○大綱ではこの期限を9ヶ月延長の上、2010年12月末に廃止するとされた。

○また、特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について次の措置を講じることとされた。

- ①自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とする
- ②みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととする。

4. 上場株式等の取得費の特例（いわゆるみなし取得費の特例）

○現在、居住者等が、2001年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を、2010年12月31日までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の取得費を、実際の取得費に代えて、2001年10月1日における金融商品取引所等における最終売買価格の80%相当額とすることができる（みなし取得費の特例）。

○この特例については、適用期限である2010年末をもって廃止することとされている。

5. エンジェル税制

○特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外することとされた。

6. 日本版預託証券（Japanese Depositary Receipt : JDR）に関する措置

○JDR等の特定受益証券発行信託については、上場株式等と同様に、金融商品取引所を介して転々流通させるとともに、信託財産たる外国株式や貴金属等の現物とJDR等がほぼ同額で取引されることを想定しており、日々の基準価格を算定して個々の投資家の個別元本額を把握・管理することは、想定していない。

○したがって、信託の終了または一部解約により個人の受益者等が交付を受ける資産について、信託された金額を基準に、配当収入や譲渡収入を算出することは困難とされる²。

○JDR 等の終了または一部解約手続きの円滑化を図り、活力ある証券市場を構築するため、大綱では以下の措置を講じるとしている。

①上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例(※)の適用対象に、内国法人等が日本版預託証券の終了または一部の解約により支払を受ける収益の分配を追加する。

※法人が支払を受ける上場投資信託の償還金又は解約金のうち収益分配金として所得税の課税対象となる部分について、所得税を課さない(源泉徴収を要しない)こととする特例

②居住者等が日本版預託証券の終了または一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税する。

③日本版預託証券の終了または一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額について株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とする。

7. 特定口座への預け入れが可能となる上場株式等の範囲の拡大

○非上場会社と上場会社との間で吸収合併、新設合併、株式交換及び株式移転（以下、合併等）が実施された場合、非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場会社の株式等は、現在、特定口座に預け入れることができない。

○このため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。

○大綱では、確定申告等による投資家の負担を削減するため、一定の要件のもと、かかる株式等について特定口座への預け入れを可能とする措置が認められることとなっている。ただし、上場株式等のみが交付された場合に限られることとされている。

8. 外国株式の配当等に係る源泉徴収義務者の変更

○現在、金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等については、金融商品取引業者で源泉徴収事務を行うことができない。

○大綱では、国内の金融商品取引所において上場されている国外株式の配当等のうちその配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者をその配

² 平成 22 年度税制改正要望事項（金融庁）

http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/pdf/fsa/22y_fsa_k_07.pdf

当等の源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とされた。

○したがって、金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等についても特定口座（源泉徴収あり）の受入れの対象とすることができる。

9. 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充

○公社債の譲渡による所得は原則非課税となっているが、ディープ・ディスカウント債（著しく低いクーポンを付して割引発行する債券）等の主たる投資収益が譲渡による所得である公社債は課税対象となっている。

○大綱では、新たな種類の投資法人債型 ETF が金融商品取引所に上場されたことを踏まえ、譲渡による所得が課税対象となる公社債の範囲に、「利子が支払われない公社債（割引債を除く）」を加えることとされた。

○この改正は、2010（平成 22）年 4 月 1 日以後に行う譲渡について適用される見込みとなっている。

10. 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引の追加

○現行制度では、金融商品取引法のデリバティブ取引のうち一部の取引のみが先物取引に関する支払調書の対象となっている。

○商品取引法の改正に伴い適正な課税を確保する観点から、先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引を追加することとされた。

商品先物取引法の右に掲げる取引 ※商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に行われる差金等決済について適用	<ul style="list-style-type: none"> ・先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第 2 条第 3 項第 5 号から第 7 号までに掲げる取引） ・店頭商品デリバティブ取引 ・外国商品市場取引
金融商品取引法の右に掲げる取引 ※平成 23 年 1 月 1 日以後に行われる差金等決済について適用	<ul style="list-style-type: none"> ・市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第 2 条第 21 項第 4 号から第 6 号までに掲げる取引） ・外国市場デリバティブ取引

11. 支払通知書に係る所要の整備

○信託の受託者がその信託の受益者に対して交付する以下の支払通知書の交付期限を、その配当等の支払の確定した日から 45 日以内（現行 1 月以内）とされた。

- ①上場株式配当等の支払通知書、
- ②オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③配当等とみなす金額に関する支払通知書

12. 非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実

○以下（１）から（４）の改正は、原則として、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替国債・社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債・社債の償還価額と取得価額との差額について適用するとされている。

（１）振替社債等の利子及び償還差益の非課税化

○現行税制においては、非居住者等が受け取る振替国債及び振替地方債の利子について、非課税となっている。

○他方、他の一般公社債については、非居住者等の受け取る公社債利子には原則として 15%の源泉徴収が課されている。

○このため、金融庁等はわが国の公社債市場への海外投資家の投資を促進するべく、非居住者等が受け取る社債等に係る利子についても非課税措置を導入することを求めていた。

○これを受けて大綱では、非居住者または外国法人が受ける 2013（平成 25）3 月 31 日までに発行された振替社債等の利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得税及び法人税が非課税となる措置を盛り込んだ。

○ただし、利益連動債並びに発行者の特殊関係者（発行者との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある者等）が受ける利子及び償還差益は対象外とされている。

○また、非課税措置の適用手続、振替社債等または特定短期社債の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講じるとされた。

（２）振替国債等の償還差益の非課税化

○金融庁の税制改正要望によると、現行制度においては、振替国債等の償還差益は課税されるため、非居住者等が恒久的施設を有しなくても申告納税する必要が生じうるとし、非居住者等による投資の障害を除去することが必要不可欠としていた。

○大綱では、非居住者または外国法人が支払を受ける振替国債等（利子が支払われるものに限る）の償還差益について所得税及び法人税を非課税とすることとされた。

○また、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還差益について法人税を非課税とすることとされた。

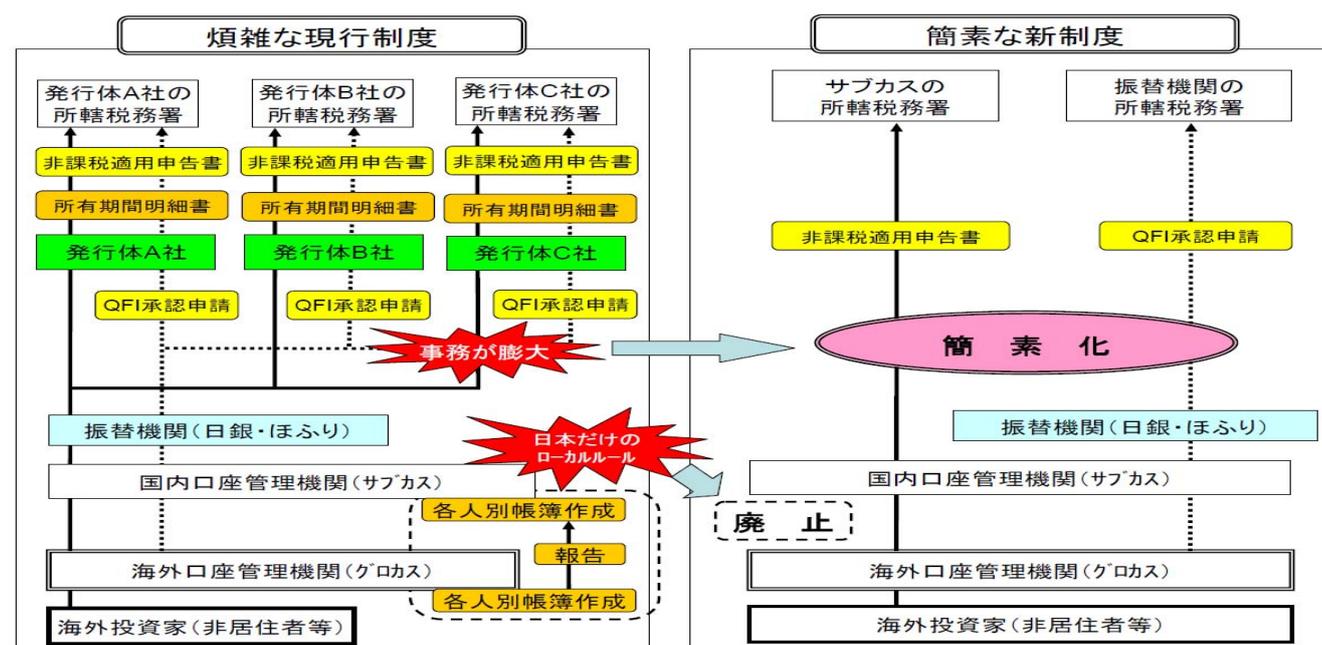
(3) 非課税手続の簡素化

○現行制度では国債、地方債について、非課税措置を受けるための手続きが煩雑という問題点があるとされている。

○そこで、手続きを簡素化するために、金融庁等は非課税措置の適用手続を発行体毎（多数）ではなく振替機関毎（日銀・ほふりのみ）に変更するなどの措置を求めている。

○これらの要望に関しては、大綱は、振替公社債等(国債、地方債、社債)の利子の課税の特例等に係る適用手続について、次の措置を講じるとしている。

- I. 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者または外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とする。
- II. 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関または適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、非課税のための口座の設定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けるものとする。
- III. 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとする。



(出所)平成 22 年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一(金融庁、平成 21 年 12 月)

(4) 適格外国証券投資信託の範囲の拡大

- 現行税法上、一定の要件を満たす契約型の外国証券投資信託の受託者である非居住者または外国法人が、その信託財産につき支払いを受ける振替国債及び振替地方債の利子については非課税とする措置が講じられている。なお、今回の大綱によると非課税となる対象に振替社債の利子が加わることになる。
- この非課税措置の適用を受けるものを適格外国証券投資信託といい、その要件は、①当該外国証券投資信託の受益証券が国外において公募されており、かつ、②国内において募集されていないこと、とされる。
- 金融庁の税制改正要望では、現行制度では、適格外国証券投信の範囲が限られているため、相当数の外国証券投信が投資を断念している。非居住者等の範囲を合理的に拡大することにより、非居住者等による投資を促進する必要があるとして、非課税制度の適用を受ける非居住者等である適格外国証券投信の中に、以下の外国証券投信を追加するとしていた。

- I. その受益権が国内で公募される外国証券投信で、居住者に対する分配金の支払が水際源泉徴収(国内における支払の取扱者による源泉徴収)の対象とされるもの
- II. 親子ファンド形式をとる外国証券投信で、いずれかの子ファンドの受益権が公募されるもの(国内公募の場合は上記 I. の要件を満たすもの)

- 大綱では、次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託または公社債等運用投資信託に該当するものに限る）は、適格外国証券投資信託に該当することとしている。

- ①その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの
 - I. 当該受益権の国内における募集が公募のみにより行われること
 - II. I. の受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること
- ②その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託(①に該当するものを含む)の信託財産としてのみ取得される外国投資信託

13. 民間国外債等の利子等に係る特例は恒久化等

- 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、大綱では、次の見直しを行った上、その適用期限を撤廃するとしている。

- I. 指定民間国外債³制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止する。

³ 指定民間国外債とは、①その国の法令等により利子の支払取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であって、

Ⅱ. 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとする。

- (i) その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債
- (ii) 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者(発行者との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある者等)が有する当該民間国外債

Ⅲ. 国内金融機関等が支払を受ける上記Ⅱ.(i)または(ii)に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除する。

Ⅳ. 民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、所要の措置を講じる。

○上記Ⅱ. からⅣ. までの改正は、2010（平成 22）年 4 月 1 日以後に発行される民間国外債について適用するとされている。

14. REIT・SPC 関連

○税制改正要望では、REIT・SPC の導管性要件の緩和が要望されていた。

○特定目的会社の出資者に係る導管性要件については、現在、特定社債または優先出資の発行総額のうちに、国内において募集される額がそれぞれ 50%を超えていること（租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 2）が条件の 1 つとして定められている。国土交通省および金融庁はこの要件のうち、特定社債について、国内募集額の要件を撤廃することを要望していた。

○この要件の緩和については大綱では、特定目的会社に係る課税の特例等における導管性要件について、国内募集割合を 50%超とする要件の対象から特定社債を除外し、特定出資を追加する等の見直しを行うとされた。

15. その他

○金融商品間の損益通算の範囲拡大（債券税制の見直し）に関して、大綱では、平成 23 年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討するとしている。

○確定拠出年金制度については、①企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とする。②中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用する、としている。

②その開示をすることができないことについて国際的にも容認されている国(スイス)において発行された民間国外債のことをいう。